

# 宮崎県総合評価落札方式入札システムデジタル化業務

## 仕様書

令和3年5月

宮崎県県土整備部技術企画課

## 1 業務名

宮崎県総合評価落札方式入札システムデジタル化業務

## 2 目的

本県の建設工事の入札方式の一つである「条件付一般競争入札（総合評価落札方式）」は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨に則り、平成 22 年度から導入した。

この入札方式においては、入札に参加する建設会社の施工実績や工事成績点による技術力と、防災活動等の実績や新規学卒者雇用等で評価する地域社会貢献度を証明する資料である確認書を、毎年度、建設会社が申請し、発注機関が審査を行い発行している。

また、この確認書とは別に、個別工事の案件毎に入札に参加を希望する建設会社が、設定された評価項目に対応する申請書類を技術申請書として作成し、提出している。

その後、発注機関において、提出された書類を審査し技術評価点として算出した後、入札価格と技術評価点の総合評価として評価値を算出し、落札候補者を決定している。

本業務は、上述した作業をシステムとして構築する業務を委託するものである。

## 3 前提条件

今回新たに構築するシステムは、既存の電子入札システム、公共事業総合情報システムと連携して、初めて機能するシステムとなる。

今回の事業は、①確認書データベースシステムの構築、②電子申請システムの構築を対象とし、③電子入札システムの改修は、別途、契約する予定である。

業務を行う上で、既存システム制作者との連携が必要となり、県がその橋渡しを行うこととなるが、業務内容によっては、直接のやりとりをお願いすることもあり得る。

## 4 開発期間

開発期間は令和 3 年 7 月 1 2 日～令和 4 年 3 月 1 5 日、運用開始日は令和 4 年 4 月 1 日とする。

## 5 実施場所

本県庁舎及び受託事業社内

## 6 業務内容

### (1) 確認書データベースシステムの構築

#### ① 概要

宮崎県が総合評価落札方式で実施する入札に関し、入札参加者の基礎情報（施工実績、社会貢献度等）をデータベース化する。

ここで管理するデータは、電子申請システム及び電子入札システムと連動し、落札候補者決定に必要な不可欠なものとなる。

#### ② データベースシステムに必要な機能

各種データを表計算ソフト（エクセル）で、随時、登録・更新できること。

登録されたデータは、各々（項目別、企業別等）集計し、アウトプット（印刷・保存）できること。  
※登録データのアウトプットは、各発注機関及び登録企業がインターネット等を介して、自由にアウトプットできること。

規定のない項目についても、自由に追加できる機能を有していること。

### ③ データベースに登録するデータ

ア 共通項目確認事項（宮崎県施工体制評価型総合評価落札方式実施要領別記様式（以下「要領別記様式」という。）第4-1号参照）

- ・ 企業名称、許可番号、本店・支店（営業所）の名称と所在地（企業DBとの連携）
- ・ 地域貢献の実績（ボランティア、防災協定加入状況）
- ・ 公共施設保全への取組（地メンテ、緊急施行、地域防災活動等）
- ・ 環境保全への取組（ISO14001、エコアクション21）
- ・ 雇用者の状況（新規学卒者、障がい者、消防団員）

イ 企業の施工実績（要領別記様式第3-2号、第3-3号参照）

- ・ 別途定める同種工事毎に、企業が実施した工事を整理。

ウ 技術者の施工実績（要領別記様式第3-2号、第6-2号参照）

- ・ 氏名と生年月日、土木施工管理技士等の登録番号を整理
- ・ 別途定める同種工事毎に、技術者が実施した工事を整理
- ・ 法面専門資格の保有、多自然川づくりへの取組状況について整理
- ・ 別企業に転職した場合も、施工実績データを引き継げること

エ 地域企業育成型に係る実績

- ・ 企業名称、許可番号、本店・支店（営業所）の名称と所在地（企業DBとの連携）
- ・ 地域貢献の実績（ボランティア、防災協定加入状況、消防団員雇用等）

オ 入札公告標準例

- ・ 別途定める工事・業務の入札公告標準例を登録し、電子申請システムに付加する入札公告書作成機能と連動させること。

カ 同種工事シート

- ・ 別途定める同種工事シートを登録し、電子申請システムに付加する入札公告書作成機能と連動させること。

## (2) 電子申請システムの構築

### ① 概要

入札手続全般（電子入札機能を除く）に関し、本システムが対応する。

具体的には、個別案件の入札公告書作成機能、総合評価技術委員会資料作成機能、企業による電子申請機能、発注者による評価機能の4機能からなる。

### ② 電子申請システムに必要な機能

ア 入札公告書作成機能

- ・ 個別案件の発注にあたり、入札参加者に向けて参加要件等を明示した入札公告書を作成できること。
- ・ 公告書に記載する内容は、公共事業情報システムと連動（発注番号で管理）して表記する項目

(事業名、施工場所、概要等)、入札公告標準例と連動して表記する項目、入札日程など個別に設定する項目、その他案件毎に選択表記する項目(将来、追記可能とする)があり、これらを連動して一括設定できる機能を有すること。

- ・ 本機能で設定した内容は、アウトプット(印刷・保存)できる機能を有するとともに、総合評価技術委員会資料作成機能、企業による電子申請機能と連動すること。
- ・ 本機能は、入札方式(指名、総合評価等)及び業種(工事・業務)を問わず、活用できるものとする。

#### イ 宮崎県総合評価技術委員会資料作成機能

- ・ 宮崎県総合評価技術委員会に諮る資料(総合評価技術委員会様式(以下「委員会様式」という。)A-1~3、様式B~D)に関し、入札公告書作成機能と連動して作成できること。  
※委員会様式B~Cは、別途作成して統合できる形とする。
- ・ 宮崎県総合評価技術委員会での審査結果を各発注機関に通知する機能を有すること。

#### ウ 企業による電子申請機能

- ・ 入札情報サービスに公告された案件(総合評価落札方式(地域企業育成型を除く)に限る)に参加を希望する企業が、自社のパソコンからアクセスし、必要事項を入力して参加できる機能を有すること。
- ・ 参加企業が、案件毎に判断する項目(若手技術者の配置、地産地消の取組、配置予定技術者、バックアップ誓約等)に関する事項を入力できること。  
※任意に入力すべき項目を追加できる機能を有すること。
- ・ 入力すべき項目は、入札公告の内容に応じて変動(必要事項しか表示されない)すること。
- ・ 入力した内容に応じて、自社の得点(満点点数に対する得点)が表示され、その結果を確認(印刷・保存)した上で申請できること。

#### エ 発注者による評価機能

- ・ 企業による電子申請機能で申請された内容を基に、参加企業のデータを整理するシート(様式H、要領別記様式8-1号)を作成し、アウトプット(印刷・保存)できること。  
※要領別記様式8-1号の内容は、「(3)電子入札システム」で入札参加者のみに公表できると。  
※入札結果等から手続に不備(違算等)が懸念される場合は、注意喚起する機能を付すとともに、要領別記様式8-1号の公表前に、一連の手続を中止できる機能を有すること。
- ・ (3)イで作成したデータを基に、応札者の順位付けするシート(要領別記様式8-2号)を作成し、アウトプット(印刷・保存)できること。  
※要領別記様式8-2号の内容は、落札候補者と契約した段階で、入札情報サービスで公表できること。

#### ③ セキュリティ機能

- ・ 情報セキュリティの観点から従来の認証制度(IS027001)を保有することとし、本業務を遂行する上での対策を講じること。
- ・ 利用者との通信はSSLによる常時暗号化を実装すること。またサーバへのアクセスは必要最低限のルールとし、ファイアウォール等の機器や機能を用いた通信制御設計を行うこと。

- ・ 本システムのセキュリティ対策を講じるとともに、なりすましや改ざん等に対抗するべく、入札参加者の本人確認等のセキュリティ対策を講じること。

なお、本人確認時における入札参加者の負担は極力軽減するものとする。

### (3) 電子入札システムの改修（別業務）

#### ① 概要

入札に参加する全ての企業は、本システムを使用して決められた時間内に、入札額を登録することとなっており、各社の応札額等から落札候補者を決定する機能を有している。

今回の改修では、総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）で発注する工事に関して、「(2) 電子申請システム」と連動して落札候補者を決定する機能を付加するものである。

#### ② 電子入札システムに必要な機能

##### ア 入札額情報の伝達

- ・ 応札者が電子入札システムで入力した入札額情報を「(2) 電子申請システム」に速やかに伝達する（若しくは、電子申請システムから読みにいける）機能を付加すること。

##### イ 入札結果の整理・公表（入札参加者のみ）

- ・ (2) ①エで算出した入札参加者毎の評価点と、電子入札システムにある応札額から評価値を算出し、入札参加者のみに公表する機能を付加すること。
- ・ 評価結果は、アウトプット（印刷・保存）できること。
- ・ 上記評価結果を「(2) 電子申請システム」に転送する機能を付加すること。

## 7 システムの非機能要件

### (1) 性能

#### ①オンラインレスポンスタイム

定常時 3 秒以内、ピーク時 10 秒以内、応答時間達成率 95%以上

### (2) 信頼性

項目	要件
運用時間（通常）	計画停止を除き、原則として 24 時間 365 日稼働すること。
稼働率	99%以上とする。
冗長化	機器の一部に障害が生じても、システム全体が停止しないよう冗長性を確保すること。
目標復旧時間	発注者の要請後、概ね 6 時間以内に復旧員を現場に派遣し、24 時間以内を目途に復旧すること。 具体的な内容については提案すること。
バックアップ	受託者が提案する「RPO（目標復旧地点）」に則り、日次バックアップとアーカイブから目標復旧地点までの復旧を行うこと。

### (3) 拡張性

利用者やデータ量の増加やセキュリティの強化等に備えて、情報システムの処理性能を維持するために、保存領域の拡張ができること。

(4) 上位互換性

必要な調査及び作業を実施し、実行環境のバージョンアップに対応可能な情報システムとすること。

8 テスト要件

(1) テスト方針

- ① テストの実施に当たっては、テスト計画書を作成した上で実施すること。
- ② 各テスト終了後、テスト結果の分析・評価を行い、本県に報告書を提出すること。

(2) テスト実施計画

項目	要件	県の役割
単体テスト	開発環境にて、テスト用に作成したデータを使用し、受託者にて実施する。	実施確認
結合テスト	検証環境にて、テスト用に作成したデータを使用し、受託者にて実施する。	実施確認
総合テスト	検証環境にて、テスト用に作成したデータ、または本番データから作成した疑似データを使用し、受託者にて実施する。	実施確認

9 開発スケジュールと体制

(1) 開発スケジュールは以下のとおりとする。

- ① 要件定義 令和3年8月末まで
- ② 基本設計・詳細設計 令和3年10月末まで
- ③ 構築・単体及び結合試験 令和3年12月末まで
- ④ 総合試験（試行） 令和4年1月末まで

(2) システム開発の役割は下記のとおりとする。

No.	項目	業務内容	実施主体	
			県	受託者
1	プロジェクト管理	プロジェクト計画を立案し、計画の進捗・品質・リスク・変更等、システム導入に係るプロジェクトに関する各種管理を実施する。		○
2	要件定義	システムの業務機能等の要件を定義する。	○	△
3	設計・開発	要件定義に基づき、システムの設計・開発を行う。		○
4	テスト	システムの品質を担保するために必要なテストを実施する。	※	○
5	教育・研修	利用者への研修やマニュアル作成を実施する。	△	○
6	運用保守	システム稼働後、令和3年度における運用保守作業を行う。	△	○

7	業務完了報告	業務完了報告書を提出すること。		○
---	--------	-----------------	--	---

(3) 受託事業者は、業務を円滑に遂行するために十分な体制をとること。また、本業務の運営・進捗管理及び本県との連絡調整を担当する責任者を1名配置すること。責任者変更の際は事由等を記載した書面を提出し、本県の承認を得ること。

## 10 留意事項

- ・ 受託事業者が本件業務を通して知り得たアイデアやノウハウは自由に再利用して構わないが、データの著作権等は受託者の責任において解決すること。
- ・ 本県と受託事業者が共同開発した成果物の著作権は、著作権法第27条及び第28条に基づく権利を含めて、引渡しの際に本県に無償で譲渡するものとする。
- ・ 業務の成果物は、他者の知的所有権への配慮がなされていること。
- ・ 業務の成果物による問題で、手順書等により判別がつかない事象や障害等が発生した場合、県の要請に応じて問題解決に協力すること。
- ・ 受託事業者は本県と十分に連携し、当初提案に含まれない事案等が発生した場合は、双方協議の上、問題解決に当たること。
- ・ 本システムの構築方法は、宮崎県サーバ統合基盤の利用を想定しており、「宮崎県サーバ統合基盤提供業務サービス仕様書（利用者向け）」を参照しこの仕様に従うこと。

## 11 成果物

本業務の成果物等は以下のとおりとする。

- ・ 基本設計書
- ・ 詳細設計書
- ・ テスト仕様書（テスト計画書、テスト仕様書、テスト結果等）
- ・ 発注者用操作マニュアル
- ・ 入札参加者用操作マニュアル
- ・ ソフトウェア（システムプログラム本体等）
- ・ データ移行計画・結果
- ・ 運用保守報告書
- ・ その他、県と協議し定めるもの

## 12 補償及び保守

- (1) 計画停止を除き、システム提供時間は原則として24時間365日とし、システム稼働率は99%以上とすること。障害及び問合せ時の受付時間は、平日8:30-17:15とする。
- (2) システムに障害が生じた場合、直ちに障害の切り分けを行い、復旧回復のために必要な措置を行うこと。
- (3) サーバやネットワーク機器の稼働状況監視、アクセス監視、ログ監視、ウイルス検知及び改ざん検知を行うこと。

- (4) 障害時及び緊急事態発生時の連絡体制を確立し、迅速な対応を行うこと。
- (5) 運用と保守の状況を適宜報告すること。ログに関する情報提供内容について、県と協議して決定すること。
- (6) システムを構成するハードウェア等を適切に維持管理すること。
- (7) システムについて、最新バージョンのアプリケーションを適用し、OS・ウイルス対策ソフト等を含め、システムを構成するソフトウェアのバージョン状況等を管理し、必要な対策を実施すること。
- (8) システムの利用を解約した場合は、速やかに会員データ等を受託者の責任で完全に消去すること。
- (9) 受託事業者は、運用開始の日から起算して1年以内は、無償にて保守点検を行い、正常な管理のもとに発生した故障・不具合については、無償にて速やかに補修を行うものとする。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 秘密の保持

当該委託業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

#### (2) 個人情報の保護

当該委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

#### (3) 疑義の解決

本業務の委託契約書及び業務仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合は、県と受託者が協議のうえ決定するものとする。

#### (4) 貸与資料と使用期限

県は、業務を実施するにあたって必要な資料を受託者へ貸与する。受託者は貸与された資料の取り扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても県の承諾なくして複写又は複製してはならない。この場合の承諾は書面により行う。

なお、業務完了後はすみやかに返却しなければならない。

#### (5) 第三者への委託（地元企業への再委託の配慮）

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、成果品の品質向上のための委託、業務の効率性向上のための委託、宮崎県に本社を置く地元企業の技術力向上につながるための委託についてはこの限りでない。（再委託については、宮崎県に本社を置く地元企業を活用されたい）

なお、この場合であっても書面による県の承認を得ることとし、再委託先についても、「(1) 秘密の保持」、「(2) 個人情報の保護」の制約を負わせるものとする。

#### (6) 損害賠償等

本業務の実施に関し、受託者が県並びに第三者に事故等の損害を与えた場合は、受託者は直ちに損害を被害者に賠償しなければならない。



また、県が契約を解除した場合、受託者に損害があっても県は受託者に対しその損害を賠償しない。

#### (7) 完了

業務は成果品納品書と共に成果品を提出し、県の完了検査を受け、検査合格により完了とする。検査不合格の場合は、直ちに補正等の必要な措置を講じなければならない

#### (8) 成果品の保証期間

成果品の納入後1年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良個所の修補等の必要な措置を講じなければならない。これにかかる費用は受託者の負担とする。

なお、成果品の契約不適合が県の指示により生じたものであるときは、本規定を適用しないものとする。ただし、県の指示が不適當であることを受託者が指摘しなかったときは、本規定を適用するものとする。

#### (9) 成果品の帰属（著作権等）

① 受託者は、本規定に定める以外の本業務による納入物の著作権、並びに翻訳権・翻案権及び二次的著作物の利用に関する権利を、県に譲渡するものとし、この場合の譲渡に係る費用は委託料に含まれるものとする。また、著作者人格権は行使しないものとする。

② 納入物のうち本件プログラムについては次の定めに従い、取り扱うものとする。

(ア) 本件プログラムに結合され又は組み込まれていたもので、受託者が従前から有していたプログラム（コンテンツ、データベースを含む。）及び受託者が業務の実施中新たに作成したプログラム（コンテンツ、データベースを含む。）の著作権並びに第三者ソフト及びフリーソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。ただし、県は、納入された本件プログラムの著作物の複製物を、著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案することができる。

(イ) 県及び受託者が業務遂行において、県の仕様により新たに作成したプログラムの著作権は、県及び受託者の共有とし、受託者は県の許可を得た上で、著作権法に基づき自ら利用し、又は第三者に対して利用を許諾することができる。ただし、リンクバナー等画像ファイルや県の仕様による独自デザインを行った画像ファイルの著作権、サイト等については第1項のとおりとする。

③ 納入物のうち前項に定めるもの以外のドキュメントの著作物については次の各号の定めに従い、取り扱うものとする。

(ア) 受託者が従前から有していたドキュメントの著作権及び受託者が業務の実施において新たに受託者が単独で著作したドキュメントの著作権は、受託者に留保されるものとし、県は、本契約に基づき本件ソフトウェアを自己利用するために必要な範囲でこれらを著作権法に従って利用できるものとする。

(イ) 前号以外のドキュメントの著作権等の取り扱いについては、第1項のとおりとする。